

柴田町公共施設等総合管理計画 《概要版》

1. はじめに

(1) 目的

地方公共団体においては、人口減少等により公共施設等（建築物、インフラ資産）の利用需要の変化が予測されるとともに、厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の老朽化対策については大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、平成 26 年 4 月に総務省から全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定」が要請されました。

このことから、町が保有、管理する公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定するものです。なお、本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

(2) 計画期間

公共施設等の総合的かつ計画的な管理のためには長期的な視点に立つ必要があることから、本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）の 40 年間※1 とします。

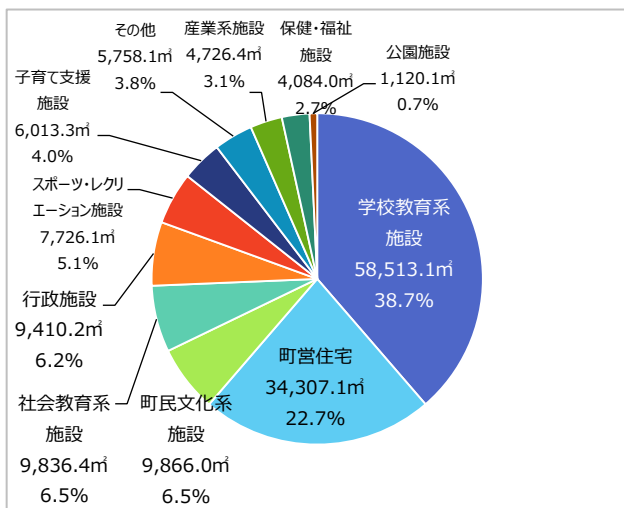
※1 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、計画期間について、できるかぎり長期間であることが望ましいとしています。また、「公共施設等更新費用試算ソフト」では、更新費用の試算期間を 40 年としています。

2. 公共施設等の現状及び将来の見通し

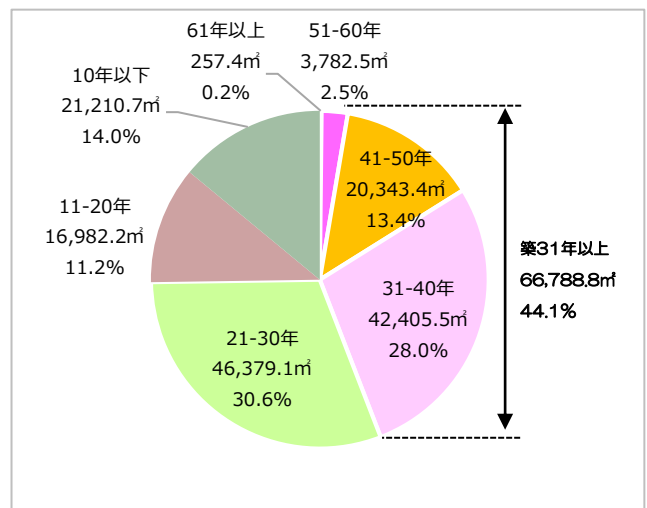
(1) 建築物の現状

町が保有する建築物の総棟数は 401 棟、延床面積の合計は約 151,361 ㎡（平成 28 年 3 月末現在）で、住民一人当たりでは約 3.83 ㎡となっています。用途別の内訳をみると、学校教育系施設が 38.7% と最も多く、次いで町営住宅が 22.7% となっており、この 2 つで全体の約 6 割を占めています。その他では、町民文化系施設（地区集会所等）と社会教育系施設（生涯学習センター等）が 6.5%、行政施設（役場庁舎等）が 6.2% の順となっています。

経過年数別の内訳をみると、建築後 31 年以上の建築物は全体の 44.1% を占めています。計画を策定するうえで活用した総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」では、建築物の大規模改修の時期について建築後 30 年、建替えは建築後 60 年を目安としています。



建築物の用途別延床面積と構成比



建築物の経過年数別延床面積と構成比

住民一人当たりの建築物の延床面積

	柴田町	県内の類似団体平均
総延床面積	約 151,361 ㎡	約 140,660 ㎡
住民一人当たりの延床面積	約 3.83 ㎡	約 4.60 ㎡

※平成 27 年国勢調査人口に基づき算出。

(2) インフラ資産の現状

インフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）の保有状況は下記のとおりです。

インフラ資産	保有数量
道路	延長：約 339,183m、面積：約 1,962,945 m ²
橋りょう	151 橋、面積：約 6,804 m ²
上水道（管路）	延長：約 300,435m
下水道（管路）	延長：約 156,421m

(3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

今後 40 年間で新たな整備を行わず現在保有している公共施設等をすべて維持すると仮定して更新等に係る費用を試算すると、40 年間総額で約 1,324.2 億円、1 年あたりに換算すると毎年約 33.1 億円の更新費用が必要になると見込まれます。

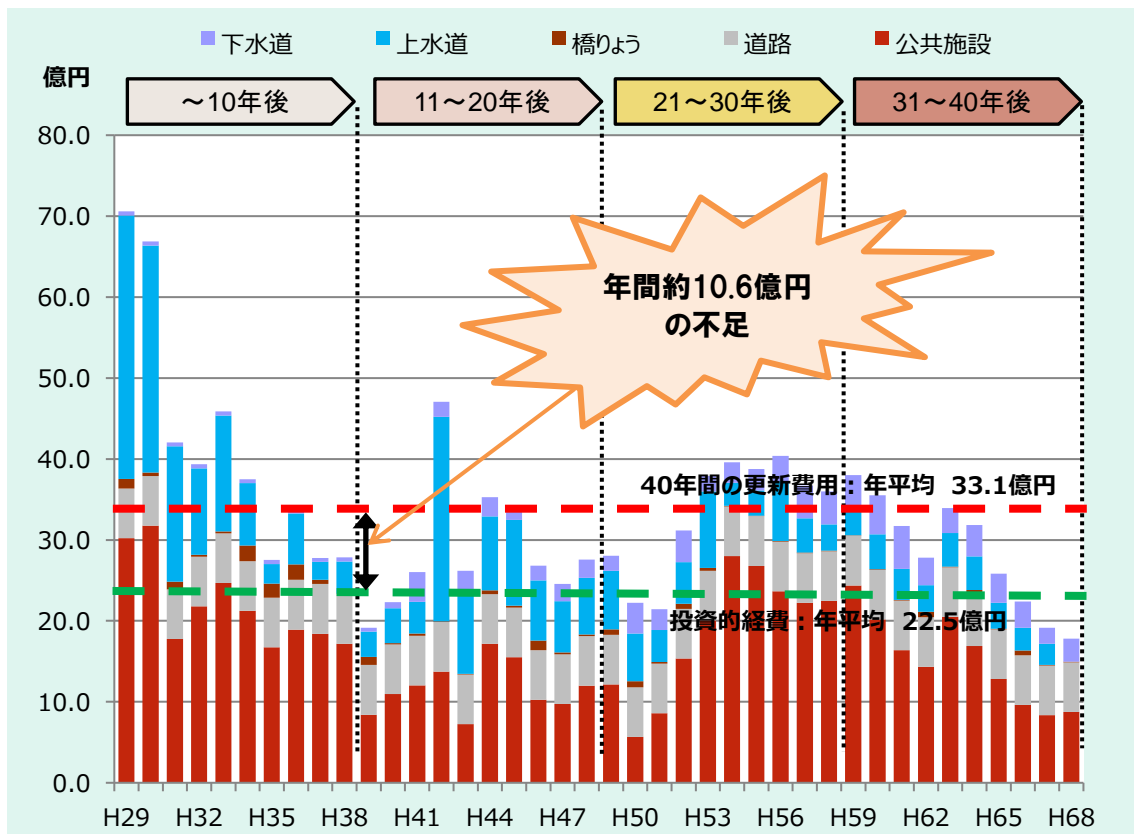
	総計	建築物	インフラ資産			
			道路	橋りょう	上水道	下水道
40 年間総額	1,324.2	672.8	245.4	18.6	297.0	90.4
年平均額	33.1	16.8	6.1	0.5	7.4	2.3

※単位：億円、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき試算。

一方、過去 5 年間^{※2}において、建築物やインフラ資産の新規整備や維持管理にかけてきた経費の平均は年間約 22.5 億円です。これらをすべて更新経費に充当したとしても年間約 10.6 億円の不足が生じると見込まれ、また、下記のグラフのとおり、年度ごとの支出にバラつきが生じると見込まれます。

今後、人口減少等に伴う歳入の減少、高齢人口の増加に伴う社会保障費の増大等が見込まれることから、公共施設等の更新費用を確保することは難しくなると推測されます。

※2 総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき、過去 5 年間の投資的経費としています。



※総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき試算。試算条件は以下のとおり。

建築物は、建築後 30 年目で大規模改修、60 年目で建替える。

インフラ資産の耐用年数は、道路舗装部=15 年、橋りょう=60 年、上水道=40 年、下水道=50 年とする。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口構成など本町の特性や町民ニーズを踏まえながら、長期的な視点に基づき、公共施設等の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の方針に基づき計画を推進します。

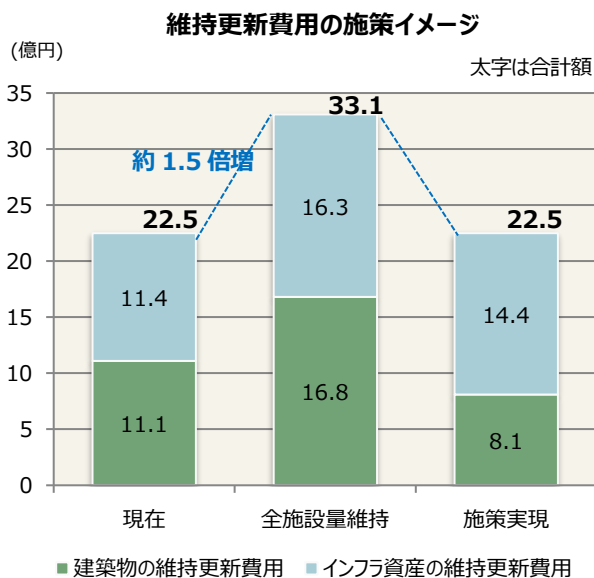
建築物総量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、関連計画や重点施策との整合性を図りながら、必要な行政サービスの水準を確保しつつ、施設総量の適正化を推進します。具体的には、今後 40 年間で現在の施設総量（延床面積）の約 38%削減を目指し、施設の更新等に係る経費について年間約 6.4 億の削減を図ります。併せて、既存施設の有効活用や機能の複合化・統合化などの検討を行います。

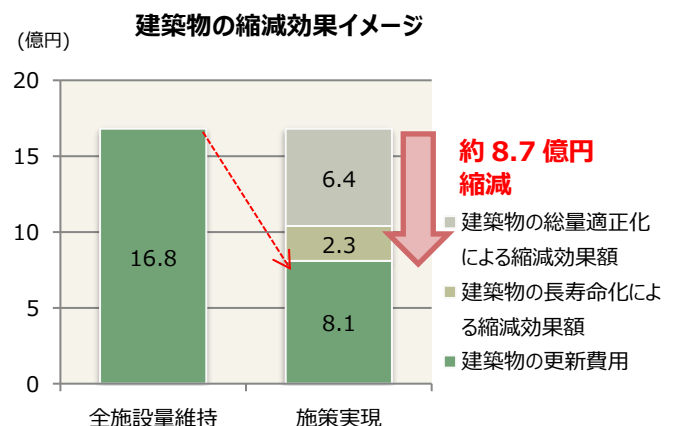
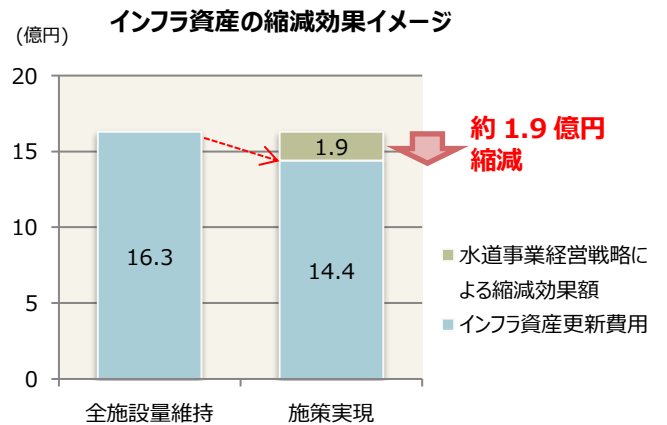
計画的な長寿命化の推進

施設の老朽化の状況や利用実態・需要の見通し等を踏まえつつ、今後も維持管理していく施設については、財政支出の縮減と平準化を図るために、施設の長寿命化を推進します。具体的には、長期的な修繕計画の策定や定期的な点検・修繕等の強化などにより、施設の長寿命化を計画的に推進し、建物の耐用年数を 10 年延長させて 70 年^{※3}にすることで、更新等に係る経費について年間約 2.3 億円の削減を図ります。また、上水道施設については、水道事業アセットマネジメントに基づく新たな水道事業経営戦略により、計画的かつ効果的な施設の更新を行うことで、年間約 1.9 億円の削減を図ります。

※3 建物の耐用年数については、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考としました。これによりますと耐用年数の代表値は 60 年、上限値は 80 年とされているため、中間値である 70 年を目標値としました。



具体的には



(2) 具体的な取組方策

具体的な取組方策	
① 点検・診断等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを確立します。 ・ インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」から、定期的に点検・診断を行い不具合が発生する前に計画的に修繕を行う「予防保全」へ転換を図ります。
② 維持管理・ 修繕・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理及び修繕に関する情報を統括的に管理し計画的・効率的に実施することで維持管理・修繕費の削減を図ります。 ・ 施設等の更新にあたっては、人口動向や町民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえ適正規模を検討するとともに、機能の複合化や減築を検討し、効率的・効果的な施設の配置を目指します。
③ 安全確保の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検や定期点検により、施設等の劣化状況の把握に努め、危険性が認められた施設等は、計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ・ 老朽化により供用廃止された施設等や今後も利用見込みのない施設等は、施設等の取壊しなど安全性の確保を図ります。
④ 耐震化の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の用途や財政的観点から優先順位を決め、『柴田町耐震改修促進計画』に基づき耐震化を推進します。 ・ 学校教育施設については、平成 29 年度までに耐震化の完了を目指します。
⑤ 長寿命化の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設等の長寿命化を推進します。 ・ 橋梁については、『柴田町橋梁長寿命化修繕計画』を踏まえ、長寿命化を推進します。
⑥ 統合や廃止の 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の利用状況等を踏まえつつ、必要に応じて施設等の複合化・統合化などの方針を検討します。 ・ 今後の社会・経済情勢の変化や町民ニーズを踏まえながら、財政状況等を考慮して、長期的な視点から必要な施設等の整備を計画的に実施します。